



面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業について

AREA
CASHLESS

商務・サービスグループ
キャッシュレス推進室



面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業とは？

- 店舗における「キャッシュレス決済端末導入費等」に対する支援策として「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」を立ち上げました。
- この事業では、面的なキャッシュレス化※により、**感染症の蔓延しにくい環境づくり**や、**地域における消費喚起の基盤を構築**するための経費を補助します。

※ 地域の店舗が一体となって進めるキャッシュレスの取組

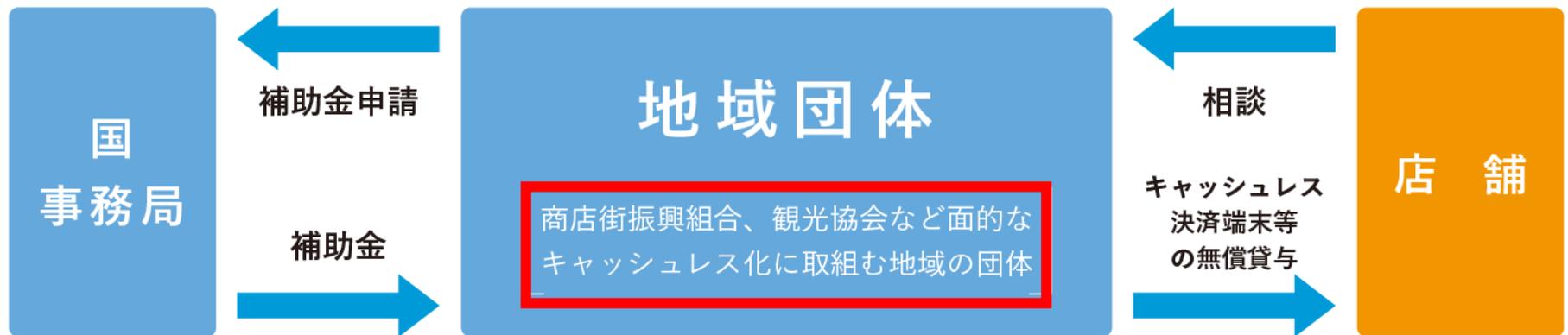




補助スキーム

- 本事業におきましては、「キャッシュレス決済端末や関連ソフトウェア等の導入に係る経費」「地域団体の広報費」について、補助します。
 - 国・事務局への**補助金申請は地域団体**が行います。**店舗の皆様は直接応募することができません**ので、キャッシュレス決済の導入を検討される場合は、地域団体に御相談ください。
 - 地域団体は民間事業者と**コンソーシアムを形成して応募することもできます**。
- ※地域団体：商店街振興組合や観光協会など面的なキャッシュレス化に取り組む地域の団体
- ※民間事業者：**キャッシュレス決済事業者**（地域団体と包括加盟店契約等により、**密接に連携**して、キャッシュレス決済端末等を調達するもの。）

補助導入の流れ



商店街振興組合、観光協会など面的なキャッシュレス化に取り組む地域の団体

民間事業者とコンソーシアムを形成して申請することもできます。



補助対象事業

- 本事業の対象は、地域団体又は当該地域団体と民間事業者のコンソーシアムが、地域の中小・小規模事業者等に対して、キャッシュレス決済サービスの提供と共に当該サービスの決済が可能なキャッシュレス決済端末本体等[※]を無償で提供することにより、面的なキャッシュレス化を普及・促進する事業です。
- 本事業の応募には、「面的なキャッシュレス化」の要件を満たす必要があります。

<面的なキャッシュレス化>

以下の(1)と(2)を満たすことをいいます。

(1) 新規導入（※入替含む）

実績報告時まで、応募する地域団体における傘下の事業者が営む店舗[※]の「**25以上**の店舗」又は「**4割以上の店舗**」が、決済端末等の**新規導入**又は**入替**を行うこと。

(2) 計画策定

実績報告時までに応募する地域団体における傘下の事業者が営む店舗[※]の「**7割以上**が**キャッシュレス化**を達成する計画を策定



※傘下の事業者が営む店舗

原則、応募する地域団体に所属していることを名簿等で証明できる中小・小規模事業者であって、当該事業者が営む店舗のうち、主に一般消費者に対して事業を展開している店舗とする。



補助金限度額、補助対象経費及び補助率

- キャッシュレス決済端末や関連ソフトウェア等の導入に係る経費について、国が導入費用の最大2/3を補助、地域団体等が残りの1/3を負担。導入する店舗の負担はありません。（補助上限：5,000万円、補助下限：100万円）。
- 地域団体の広報費（総事業費の5%以内で定額補助。）

補助対象経費		補助率
決済端末本体等	キャッシュレス決済端末 下記の機能を有する機器とする ・読み取り機能 ・決済処理機能 ・精算データ作成機能 ・精算データ送信機能 ・通信機能	3分の2以内
	キャッシュレス決済関連ソフトウェア ・ <u>キャッシュレス決済と連動</u> し、中小・小規模事業者等の <u>経営効率の向上</u> に資するプログラム等 ・上記ソフトウェア等にかかわる導入費用等	
広報費	当該事業の実施に当たり、 <u>地域団体が取り組む広報活動</u> に係る外注費又は委託費 （テキストメール広告、インターネット動画広告、説明用動画、DM、パネル等のグラフィック、動画の制作、開拓人件費等）	定額 （総事業費の5%以内）

※ 詳細は「公募要領」を御参照ください。



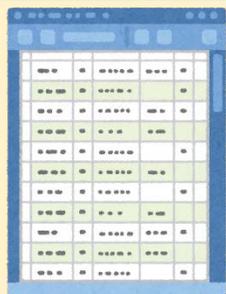
補助対象経費

決済端末本体



キャッシュレス
決済端末

決済関連
ソフトウェア



財務会計ソフト

付属品



決済情報の読み取りに
必要な機器

その他



導入サポートなど

補助対象外経費

決済端末本体



~~キャッシュレス決済以外に
利用する端末やソフトウェア~~

決済関連
ソフトウェア

付属品



LANケーブル、
レシート用紙、
SIMカートなど

その他



工事費、
システム利用料など

※詳細は「公募要領」を
御確認ください。



事業スケジュール

- 当該事業は、商店街等組織や商工会議所といった地域団体を通じて、応募していただく事業です。補助に御関心がある店舗の皆様は、必ず地域団体に御相談ください。

<基本的な手続きフロー>



※詳細は「ホームページ」を御確認ください。 6



- 面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業の応募方法等、詳細については、事務局までお問い合わせください。

「面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業」補助金事務局

地域店舗へのキャッシュレス
決済導入を支援

費用の2/3
最大5000万円補助



TEL : 03-5447-7233

受付時間

平日 10:00~12:00、13:00~17:00
(土曜、日曜、祝祭日を除く)

<https://area-cashless.jp/>

面的 キャッシュレス

検索



メールアドレス : area-cashless@area-cashless.jp

参 考 资 料

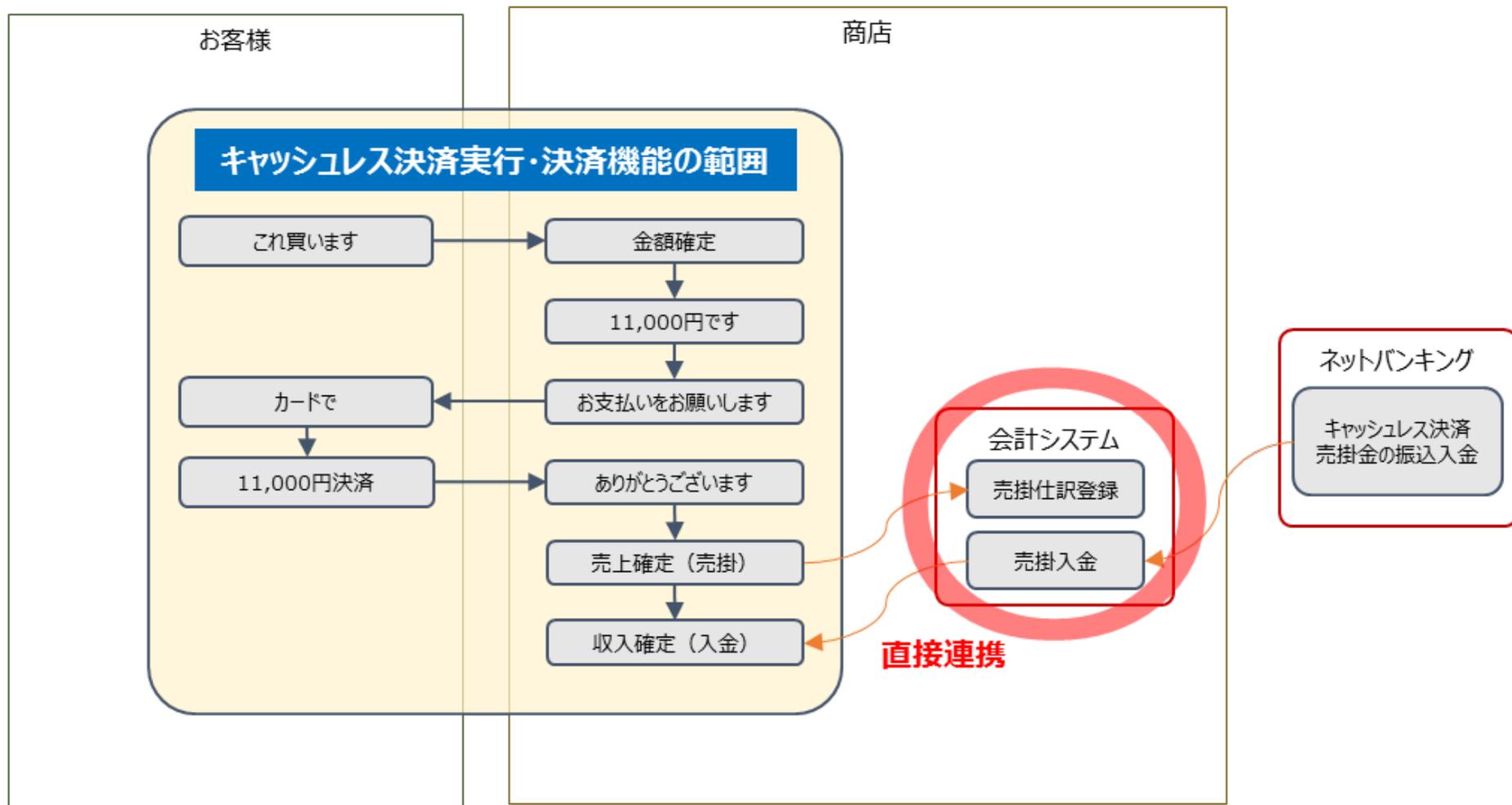
AREA

CASHLESS

(参考) 対象となるソフトウェアのイメージ



業務プロセス（機能）：財務会計（仕訳登録）

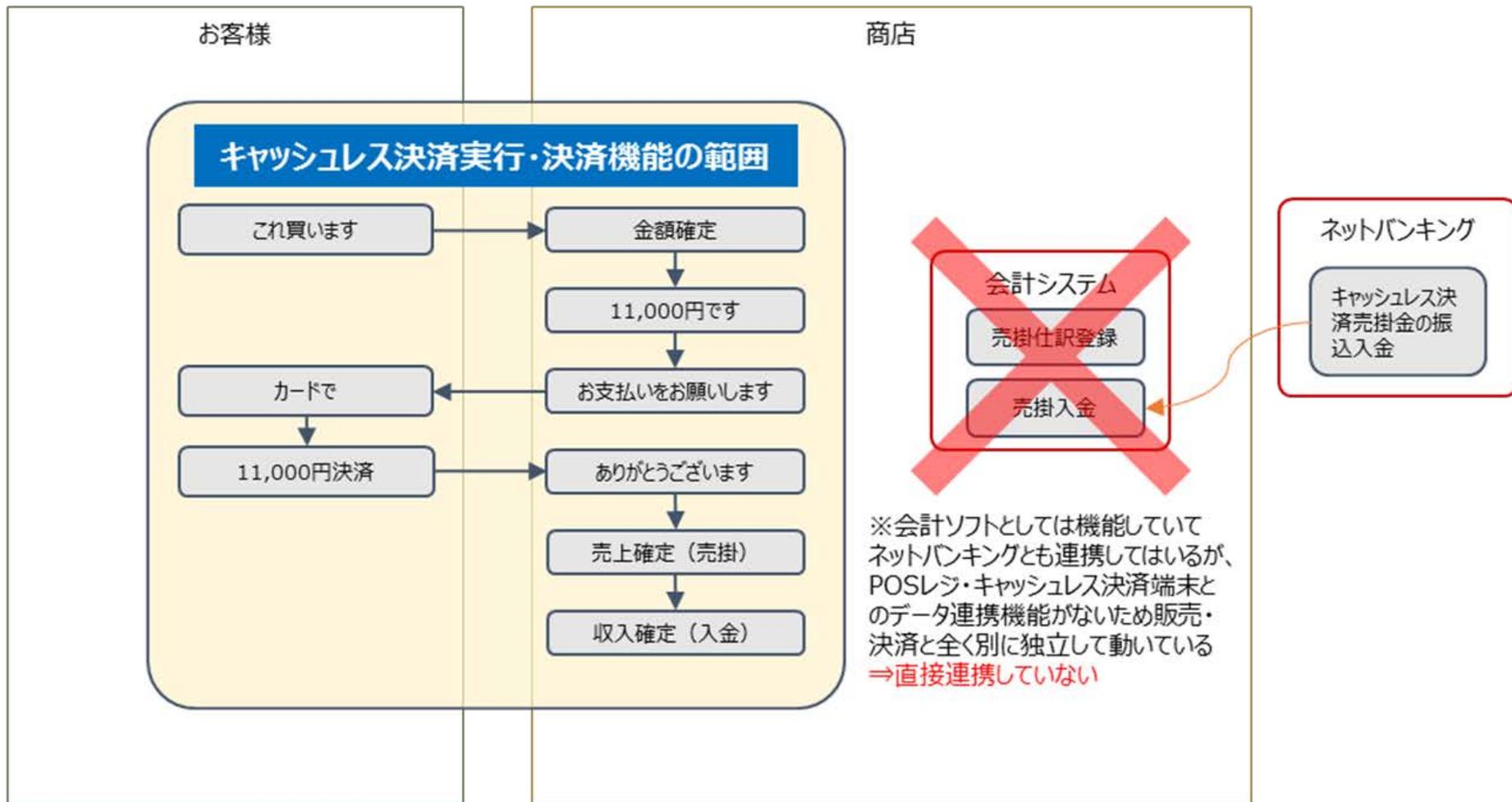


キャッシュレス決済実行・決済機能の範囲に直接結線される機能を「直接連携」と定義します。

(参考) 対象とならないソフトウェアのイメージ



業務プロセス（機能）：財務会計（仕訳登録）



キャッシュレス決済実行・決済機能の範囲に直接結線される機能を「直接連携」と定義します。

(参考) ロゴマークについて



- 全体的に、大空や大海のように大きく広がる様を表現するために、ブルーを基調としてデザインした（以下に要素について説明）。



CASH とLESS の頭文字である「C」と「L」を用いたデザインです。

CASH を表す「C」を「カード」や「スマートフォン」をイメージさせるフォルムにし、LESS を表す「L」をオンライン上で決済完了等によく使われる「チェックマーク」を用いることで、カードやスマートフォンでの決済（＝キャッシュレス）を表しています。



自身が立つ場所から目的地まで延びる「道」によって構成される「面」を、AREAの「A」に模したデザインです。また、2色のグラデーションを加えることで、地域の店舗が一体となって、段階的に発展していくことへの期待を込めています。